

官報

号外 昭和二十三年一月二十九日

○第二回衆議院會議錄第九号

昭和二十三年一月二十八日(水曜日)

午後三時二十六分開議

議事日程 第七号

昭和二十三年一月二十八日(水曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 賠償臨時設置法案(内閣提出)

(朗読を省略した報告)

一、昨二十七日松岡議長は、片山内閣総理大臣申出の次の者を政府委員に任命することを承認した。

(引揚後) 護国院検査 阿部 敏雄
局長 厚生技官 金子 美雄
長心得 労働技官 阪田 純雄

(証券局設立準備委員) 大藏事務官 阪田 純雄
一、昨二十七日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

四六 成重 光眞君
二八九 群馬縣第一区選出議員

一、昨二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

家畜用血清類取締法案

一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第五号)

財政及び金融委員会 付託

一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

家畜用血清類取締法案(内閣提出)

(予第三号) 農林委員会 付託

○副議長(田中高逸君) これより會議を開きます。

○副議長(田中高逸君) 去る十二月十一日の本院の決議によりまして設置されることになりました不当財産取引調査特別委員会の委員は、議長がこれを指名することになっておりましたが、松岡議長において左の三十名の諸君を指名いたしましたから、ここにこれを御報告いたします。

不当財産取引調査特別委員

足立 梅市君 池谷 信一君

加藤 勘十君 堀川 輝雄君

河井 榮藏君 佐竹 新市君

武藤運十郎君 山中日露史君

鍛冶 良作君 高橋 英吉君
辻 寛一君 平島 良一君

益谷 秀次君 明禮輝三郎君

村上 勇君 伊藤 恭一君

荊木 一久君 宇都宮則綱君

大森 玉木君 小松 勇次君

橋本 金一君 矢野 政男君

石田 一松君 野本 品吉君

田中 角榮君 平澤 長吉君

田中 健吉君 中村元治郎君

中野 四郎君 徳田 球一君

○議長(松岡駒吉君) つきましては、さきに設けました隠匿物資等に関する特別委員会は、これを廃止するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決します。

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決します。

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○副議長(田中高逸君) これより國務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。北二郎君。

第一、片山総理大臣はほんとうに憲法を格遵する決心であるかどうかといふことである。こんなことは言うまでもないことだと言われることと思う。だがしかし、言ひはやすくして行ひはなかなかむずかしいことである。一國が存立する上において、國民の大多数が法を守るかどうかといふことは、最も重大なものである。國民に法を格遵せしめることは、行政府である政府が、まず、どんなことがあつても法を固く守り、実行することが第一である。寢ていて人を起すなという言葉がある。みづから行わないで、他にこれを強いるは、罪惡である。政府みづからが憲法を格遵することが、國の秩序を保つ最大なものである。もし、政府みづからが憲法を守らなかつたときは、總理大臣はどうしてその責任を負ふ決心であるか、これを御答弁願いたいのである。この点につきましては、首相の御答弁を得まして、後ほど再質問をしたいと考えておるのであります。

第二、政令もしくは行政廳の発する通牒について。政府は國會で定められた法律に伴ひ、政令もしくは通牒を発する場合が通例である。この政令もしくは通牒なるものは、常に國會で定められた法律の範圍を越しては断じてならないのであります。それは立法と同じ結果となり、殊に認可主義のものは官僚の氣ままになるからである。立法府の權限を侵すからであります。一例をあげれば、過ぐる議會で定められた農業協同組合法で、十二月十五日公布され、目下その組織準備が進行中であるが、十二月初日の農林省の通牒で、みづから定款例で示しておきながら、團體加入を否定し、または農業会の役員は発起に關係してはならないとか、あるいは認可申請に役員の名を記載せしめよとかを要求し、あたかも帝政ロシアの協同組合の認可が、官僚にこびへつらうものでなければ認可しなかつたのと同じである。農業会の役員は、法によつて前年公選され、未だ一年を経ないのであります。しかるに、自由と同意であるべき協同組合の発起に何の關係があるか。これを官僚が制限するとき権限がいずれにある。かつ、農業会の役員をして協同組合の罪人扱いをすることきは、もつてのほかである。農業会役員の名譽を傷つけた責任を明らかにせられたい。

また農業災害補償法でも、十二月十五日公布し、すでに收穫、販賣、すなわち供出が終つておるのに、これに今から保険料率を勝手にきめ、強制せんとしておるがごとき、官僚独裁の行爲が行われようとしておる。また、昨年食糧調整委員を選任するにあたりまして、選挙権並びに被選挙権も勝手にきめ、かつ選挙方法及び期日なども定め、地方委員のごときは、選挙人が定まつておらぬのに、期日の通知もなく選挙せしめたがごとき、その他臨時農業生産調整法にしても、実に、枚挙にいとまがない多くのことを、官僚が目に余る勝手氣ままなことをしておるのであります。実に戦争中軍部と官僚が行つた以上の圧制が行われておるが、かくのごときことを当然とするか否か。ただちに改正し、その責任者を処罰するか、大臣が責任をとるか、明

賤な答弁を求めたのであります。

次に税制について。現在農地には、地租と所得税との二重の課税があるが、これは地租を廃して、所得税一本とすべきであると信ずるが、政府の所信いかん。

第三、食糧問題。総理は施政方針に、一割の食糧増産とたわれておりましたが、政府は食糧供出、すなわち生産者から強奪することには懸命の努力をいたしておりますが、いかにして食糧の生産力を増大せしめるかの重大な点については、はなはだしく輕視しておられるのであります。

一、生産力増大に對する科學的研究についてであります。日本は、殊に敗戦後、狭い耕地において多數の人口を養わなければならぬのである。しかるに、いつまで経つても從來通りのことを繰返してゐる。今まで通りのことは絶対にできないことが明瞭であるならば、ここに、一般的には思ひも寄らないような、いわば奇跡とでも思われる新たな手段が講ぜられなければならぬのであります。しかるに、たとえば農作物の品種にいたしましても、特段なもの育成し得ず、病虫害の防除にいたしましても、百年以上の古いボルドー合剤とか、石油乳剤だとか、大昔のままである。大学においても、試験場におきましても、まつたく眠つておる感じがするのであります。否、眠つておるのである。從來通りの經費で——この大インフレの進行中でも、同じような經費で考えよといつても、これはできるものではないのであります。思い切つた經費で施設し、人材を集めて研究試験をなし、單位面積の生

産、さらに立体的に生産力の飛躍的増大をはかるべきである。また一面、失いし領土より生産される主食の量——日本はどうしても海産物により、これに代るべき主食糧をつくり上げなければならぬと信ずるのである。すなわち、海産物の飛躍的増大をはかるべきであると思ひますが、これに對する政府の所信いかん。ここに最も重大なことは、日本の食糧生産が國內でどうしてもできないというやうなあきらめではなく、努力によつて、少くとも食糧は國內でどうしても作るという最善の努力を拂つて、目的を達成するの決意があるかどうかである。

二、生産者が眞に増産の意欲を起し、最大の努力をするように仕向ける政治が大切である。しかるに現在のうちに、圧迫と強制により官僚に隷屬せしめていては、決して増産とはならぬのであります。生産者が心から奮起するならば、日本國內での食糧の自給自足のごときは、困難なことではないのであります。それには、農民のみに犠牲を強いるがごときをやめ、全國民を公平な立場におくことが最も大切なこととあります。第一、農産物の價格決定に、農民に何らの發言権を與えず、一部官僚が勝手にきめてゐる。かくて、この價格で強制する。はたして憲法は、かくのごとき暴力を認めてゐるでありませんか。第二、（拍手）憲法第二十九條には、明瞭に私有財産権を認め、財産権を侵してはならぬと定めてゐる。公正な補償でなければ公共の用に供してはならぬことを定めてゐるのであります。しかるに何ぞや。生産者の意思は

もとより、國會にもかかけず、ただ官僚が勝手にきめてゐる。高い安いは別問題である。公正な價格であるならば、國民の代表者である國會の決定によらなければならぬ。私どもは、パリティ計算には賛成であります。だがしかし、基本物價が、官僚の勝手な、インチキ極まるものでは、問題でない。実質実効價格でなければならぬ。他の諸物價、勞賃との公平が保たれてゐる、すなわち、パリティ計算の原理である諸物價との均衡が絶対に必要であるのであります。諸物價の改訂を常に同時に行わなければならぬのであります。しかも農民は、昨年の収入で本年を經營しなければならぬものであります。すでに一〇〇%の出荷を終つても、自由意思で販賣の時期を定めたいのではなく、政府が出荷の時期を強制したものであるから、諸物價の改訂も常に並行して、主食價格を追加支拂うのが當然であると思ひが、総理大臣並びに安本長官、農林大臣の御答弁を得たいのであります。この点は、食糧生産の増大を期するのにも最も大切な点である。何とぞ明瞭な御答弁を願ひたいのであります。

三、耕地の擴張。耕地の擴張は、平面的と立体的と二面に考えなければならぬのであります。立体的には、前にも述べた通り、科學的研究が特に大切であるが、平面的擴張は、開墾、開拓である。何ゆゑに、これが遅々として進まぬのか。前にも述べたやうに、農民の生産經營が困難であるところに一つは、開拓事業の本質を知らない官僚の机上の空論、ペーパー・プランである。あの膨大な經費を濫費してゐる開拓團、實際上の開拓の費用は、一反歩二千円以上にも達してゐるのであります。自作農設置の美田の價格と比較して、驚かざるを得ないであろうと思ひます。しかも、その經費の大なるものは、一くわも耕さない官僚の古手で充満されておる、いわゆる職員經費である。ほんとうに身体で働く開拓者には、實際的には渡つておらないのであります。ゆゑに、彼らは經營ができないのが実情であり、要するに耕地の擴張には、思い切つた別な方法手段を講じなければならぬのではないかと。

四、災害防止。災害防止の根本的方策は、災害を未然に防ぐことである。いかに災害の保險をいたしまして、これは、失つたものは返らない。災害の防止の根本策を立てなければならぬのであります。殊に戦時中の森林の濫伐は、この災害の最も大きな原因である。この濫伐は、当然植林を行わなければならぬが、これが生育して災害防止に役立つには、相當の長年月を要する。これと同時に、河川の上流に貯水池をつくり、發電をなすならば、災害の防止と電力の大増加と、一石二鳥の効果があり、さらに失業救済にも役立つであらうと思ひが、かくのごとき計画を樹立し、ただちに実行する考えはないかどうか。

五、肥料問題。肥料の増産は言うまでもないが、窒素肥料をさらに低廉に生産し、化学肥料のみならず、緑肥、堆肥の大奨励と、都市、鉱工業地帯の人糞尿の処理、これも、都市衛生とともに十分施設を考えなければならぬ

のであります。次に、磷酸肥料、燐鉱石の輸入量をさらに増加する方途を講じなければならぬと思ひます。カリ肥料の輸入も少いが、國內におけるところの低品位のカリ資源を開発して生産せしむるやう思ひ切つた奨励方法を講じなければ、カリ肥料の増大は望み得ないと思ひます。政府は、この計画ありや否や。

六、報奨物資について。現在の報奨制度のごとき、農業生産の必需物資たる肥料を報奨とすることが、根本的に改めねばならぬ。肥料には限度があつて、必要以上の量を要しない。しかも一方には、少しも與えられぬから土地の生産力が低下する。かくのごときは、生産を増加するためには役立たないのであります。（拍手）一方酒など、一戸に二斗、三斗といふごときせいたく品が與えられるが、実に子供だまし的、農民を愚弄した方法が行われ、しかも、主食となるべき澱粉質が酒としてつくられ、主食が減少してゐるがごときは、愚の骨頂であると思ひます。さらに、農作業上なくてはならない地下たびであるとか、水中長ぐつであるとか、木綿反物、木綿糸といふごとき、生産作業用に必要なのに、少しも配給されてゐない。殊に農村婦人の作業衣、腰巻、これは数年間も配給されてゐないのであります。しかも、驚くべき高値のやみ品が生産物と物交され、正式のルートに乗せられてゐないのである。農家經濟が破壊され、しかも犯罪とされておるのであります。農機具のごときも、農業を知らざる商工省の扱いになつておるから、無責任な、價値のない、あるい

は鋼のはいらぬくわであるとか、かま
であるとか、驚くべき高値で配給ま
はやみとなつておるのであります。し
かもその資材は、統制権力をもつ一部
資本家に独占され、農機具補修上重要
な野鍛冶または農機具修繕のための協
同組合の施設にも配給されず、ある一
部の営利業者の搾取の資材となつてお
るのであります。(拍手)これらを是正
する考があるかどうか。

以上のような、農業生産拡充のため
にまだほかにも多くの点があります
が、省略します。要は、農業生産力増
強の計画を伺いたのであります。

次はインフレ対策について。社会党
は、前内閣時代解散を要求され、その
主要問題としてはインフレ対策であ
り、片山首相は、当時その討論をされ
ておる。しかも、現内閣が組閣される
や、経済実相報告をされたが、はたし
て真相であつたか否か疑わしい白書を
発表され、緊急対策を発表されたが、
現在の通貨の発行が二千数百億を超え
た。しかも大蔵省は、前大戦後のドイ
ツの最悪インフレ時代の寸前にある
と、田中発表された。とにかく、きわ
めて悪性インフレとなつてきた現実を
どう思われるか。あるいは、連立内閣
であるから思うようにいかぬと言いか
もしれぬが、しからば、連立内閣をや
める意思があるかどうか、これをお伺
いしたいのである。(拍手)前年から、
軍事公債の利拂のたな上げなども
いわれておりますが、今日となつて
は、そんなものの四十億や五十億、こ
れはインフレの対策には何もきき目が
ないのであります。

インフレの大きな原因の一つは、生

産なきいわゆる経費、官公吏及び一般
事務的な費用の大膨脹であり、政府予
算の大半を占める人件費である。千八
百円ベースなど、日本のどこにありま
しよう。安本の一部の役人が唱えるに
すぎないのであります。しかも、これ
らの人々は、何らかの名目によつてと
つておるのであります。元來官公吏の
数は、連合國が日本を占領当時、すで
に五割を減すべく指令されたはずであ
る。しかるに現在では、これに逆行し
て、倍以上にもなつておる。安定本部
のごときは、経済安定のための機関で
ありながら、和田長官が就任される
や、ただちに各府縣に出張所を置き、
大出張をなされ、模範を示され、府縣
知事の失業者、すなわち官僚を救ひ上
げ、官僚勢力の増大をはかり、各種公
團において、さらに官僚進軍。(拍
手)諸種の國家管理も、これまた必然
的に官僚勢力の大膨脹となつておる
が、この事務的費用こそ、インフレの
最大なる原因である。経済安定本部
が、経済を不安定にした本部ではない
かの感があるのであります。

インフレ対策の重要な面は、行政整
理を断行し、政府支出の大削減を断行
することではない、われら
は、まず現在の官吏を五割以下に絶対
に整理せよと言いたい。官吏を二分の
一にすれば、公吏も同時にできる。さ
らに、各会社団体も二分の一で済むの
である。官吏が多ければ、これから発せ
られる事務が、同様にこれに準じて多
くなるのであります。生産を伴わさ
ず。要は、行政整理断行の意思ありや
否や。一割や二割の形式的なものでは

断じてだめなのである。さらに、政府み
ずからがインフレの高進をなしてお
るが、これを中止する考はないかどう
か。郵便料金、鉄道運賃、タバコ、
塩など、諸物價に先行してインフレ
進行の基礎をなしておる。運賃が上
れば、物資の價格に加算されること
は当然であります。官吏の待遇につ
いても、しかりである。官吏の待遇
を引上げれば、公吏はこれに伴い、諸
団体も待遇の引上げを行わなければなら
ぬ。すなわち政府は、大衆負担の増額
によつて官吏の待遇を引上げるような
政策を改める意思があるかどうか。

次に、やみ撲滅であります。やみの
撲滅——インフレはやみ價格の進行に
あるが、現行法令は、官公廳の行方も
のはやみの処罰を受けない。ゆえに、
官公廳がやみをやるから、他のもの
も、しかたなくやみをやるのでありま
す。それだけでなく、人でも品物でも
官公廳の方へのみ流れて仕事にならぬ
から、やみをやるのであります。ゆえ
に、やみに對しては、官公廳の責任
者は民間同様処罰すべきである。かつ、
やみは賣つた者のみ嚴罰主義である
が、買買両者同罪であるべきである。知
らずにやる者はまだしも、官公吏のご
ときは知つていてやるのだから、さら
に重き刑を科すべきである。すなわ
ち、不正官吏を嚴罰に処する特別刑法
の設定するの意思ありや否や。

次に物價問題。インフレの原因の一
つは物價である。諸物價は官價のみで
定める、ここに大きな誤りがある。官
吏は一つも價格の決定には直接痛みを
感じない。すべて机上の空論で、實際面
を學ぼうとも、聴き容れようもしない

のであります。官僚統制の最大欠点は
ここにあり。これは、國民の代表であ
る國會が定めるべきである。現下の諸
物價のすべてが、中間利潤または経費
が多過ぎるのである。生産者價格と消
費者價格の差があまりにも大なること
にあるのであります。しかも、その
中間利潤を限定し、彼らに特殊権限を
與え、すなわち独占権を與えておるの
であります。

まず、主食であるべき米は、農民から
一石千七百円で買ひ上げ、消費者には
二千二百円、その差、実に一石につい
て五百円、麦は農民から一俵三百四十
六円、消費者には一俵五百九十一円、
その差、実に一俵について二百五十
円、驚かざるを得ないのであります。
(拍手)これは、政府が暴利をとつてお
るのか、食糧當國にとらしておるの
か、この点をお伺いしたのであります。

そのほかに、政府予算が主食調整の
ために百億以上もあるはずである。多
く運賃のかかるところは、政府輸送と
稱し、政府が支拂つて、當國にはかか
らぬより、食糧事務所と當國と内々で
勝手にきめておる。保管にしても、政
府が倉庫料を支拂う。これで、一石五
百円の経費がどこに必要なのか。精米
をすると言いが、ぬかは重量にして米
よりも高い價格である。これは決して
正当の價格とは言えないのでありま
す。また、昨年農民から一石五百五十
円で買ひ上げ、長い間、十キロ九十九
円、一石千五百円の割合の消費者價格
であつたが、この膨大な一石千円か
らの中間利潤は、政府はこの金はいか
なる収入に入れたか、また、そのときの

當國に渡した價格はいくらにきめてお
つたか、この際明確な金額を報告され
たい。また麦にしても、しかりであ
る。特に農林大臣は、この金額の処理
について詳細に報告されたのであり
ます。

食糧のみならず、一般物資卸賣價
格、小賣價格にしても、特定の権利
者、すなわち独占権者のみにやらせて
おるが、これを廃止する意思ありや否
や。よく消費者が生活に困ると、盛ん
に労組によつて労働運動をやつてお
る。官公職員がやり、また鉄道で現
に行われた山嶺争議でも、これらの人々
が、米一石に五百円も中間利潤を搾取
されることに對して、まだ一言も値下
げをしろと要求されたことを聞か
ない。かの人々は、實際上生活に困るは
ずである。どうして社会党はこの膨大
な搾取をさせておるか、まことにふし
ぎでならないのであります。中間利潤
を大にして生産者と消費者を苦しめる
社会主義というものは、ひとり日本だけ
である。この際西尾官房長官より、社
会党の社会主義理念を明らかにされたい。

次に、インフレ防止のためか、いろ
いろの宝くじとか課税とかがあるが、
物價の変更にストロク品をもつた人
は、政府が値上げをするのであるから、
本人は頭も賣力も使わずに、ただもう
けである。これらに課税をなせやらな
いのか。実に膨大な國庫の収入財源で
はなかるかと思ふのであります。こ
れは、課税もきわめて簡単にできる。
これをやらなから、値上げの風評が
ある品物が隠れ、いやが上にも暴騰
して、政府に高値にきめさせることに
なるのであります。とにかく、インフ

八九

が、前に述べた諸点について御答弁を願いたいのであります。

五、当局者の言明に対する責任。前にもちよつと述べた経済実相報告は、あまりにも実相でなかつた。これで千八百円ベースは断じてかえぬと言つておられたが、実質は、そんなものほどでもない。かくのごとき國策上重大な経済の実相が把握できなかったのか。また承知の上うそを言つておつたのか。このような大臣の責任を、首相はいかに考えるか。罷免権でも發動される考へはないかをお伺いするのであります。

さらに、過般ラヂオを通じて、隠匿藏物資の問題で、鈴木司法大臣の言として発表されたところでありましたが、これは自由党ばかりでなく、各政党全部であることであつたが、わが日本農民党は、断じてそんな関係はないと確信いたしておるのであります。全部という以上は、当然日本農民党も同罪となされたと同じであります。他党はいざ知らず、わが党に事実があるならば、ここにはつきりとしていただきたい。もしそれがなければ、わが党の名譽を傷つけた責任を明らかにせられたいのであります。

以上をもちまして、私の質問を終える次第であります。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 北君から、憲法を守るか、こゝう御質問であります。第一回國會の冒頭に申し上げました通り、憲法は厳守してまいりたい所存であります。また現に守つておるつもりであります。

第二の、現下の危機を突破するため三派連立内閣を續けていくかどうか、こゝう御質問であります。現内閣に與えられた使命を十分果たすために、今日におきましては、三派連立内閣を一段と強化いたしまして、時局を担当していきたいと考えておる次第であります。(拍手)

その他農村問題、経済問題につきまして、いろいろ詳細にわたつて御質問がありましたが、所管大臣より御答弁をいたします。

〔國務大臣波多野君登壇〕

○國務大臣(波多野君) 農業協同組合に關しての御質問にお答えいたします。農業協同組合に対する団体加入の禁止と、農民が協同組合の趣旨を理解しないうちに農業会役員が農業協同組合設立運動に積極的に参加することは好ましくないという趣旨の通牒は、勤労農民を中心とする農業協同組合の趣旨を徹底させるために、関係方面の意向をも反映いたしまして行つた措置であります。これは決して國會の意思を無視するつもりのものでありません。また麦の生産割当につきまして、第一回國會に提出いたしました臨時農業生産調整法案の通過を予想して、その法律の通過後は自然割当の時期を失することになりますので、行政措置として、作付面積についてだけ割当を行つたのであります。法律上の強制力はないわけでありまして、主要食糧の生産及び供出を公正かつ計画的に行ひ、現下の食糧危機を突破するためにに行ひました、やむを得ない措置であります。この点、どうぞ御了承をお願いいたします。

第二の耕地面積拡大の問題であります。この耕地面積の拡張は、終戦直後の昭和二十年十一月から始められました緊急開拓事業により実行中でありまして、本事業は、おおよそ五箇年間に百五十万町歩の開墾、十萬町歩の千拓、百万町歩の土地改良を実施せんとするものであります。本事業開始以來、昨年十月までの五箇年の実績は、開墾二十八萬町歩、土地改良百四十八萬町歩であります。政府は、過去二箇年の間の実績、それから資材・資金等の現況に鑑みまして、昨年十月末計画をいささか改訂いたしまして、開墾は百五十万町歩、千拓は五萬町歩、土地の改良は五百九萬町歩とし、これをおおむね今後五箇年ないし十箇年間に完成いたしたい計画であります。食糧増産の要がいよいよ緊切なるに鑑みまして、政府としては、あらゆる障害を克服して、これらの開墾、開拓を推進したいと考えております。なお、従来の開墾、開拓につきましても、いろいろ問題になつた点がございまして、今後改善を加へまして、ほんとうに入植者の利便になるような政策を立てていくつもりであります。

次に、水害防止のために河川上流にダムを設置すれば、電力増加ともなり、一石二鳥ではないかという御意見であります。河川の総合利用計画は、目下緊急を要する食糧並びに電力対策として、重要なことであるのはお説の通りであります。すなわち、河川上流にダムを建設し、洪水を調節し、下流耕地への氾濫を防止するとともに、進んでこれを利用し、灌漑並びに発電に供するといふことは、われわれ理想として考えたい点であります。しかし、これは農林省だけでできる問題ではございませんので、経済安定本部、農林省、商工省及び建設院、各方面が協力いたしまして、こゝういふ見地から調査を二十二年度から実施いたしております。右のうちは、農林省関係のものにつきましては、朝日川、十津川、嘉瀬川の三河川が農林省関係の担当になつております。なお右のほか、農林省單獨で灌漑、発電併用のダム建設を進めておる地点も数地点ございまして、これは、後ほど御報告いたすつもりでござい

ます。次に、農家の供米報奨用に肥料などを用ゆることは適当じやないじやないかというお話でございましたが、私も、農家に対する配給をいたしましては、一番農家に必要な生産資材、特に作業衣、農機具、肥料、こゝういふものを農家に配給いたしまして、農家が生産できるような諸条件をつくつてあげることが大事であるといふことは、重々考へております。従いまして、そういう方面のものを配給するために、安定本部並びに商工省と常時連絡をとりまして遺憾なきを期しておりますが、何分にも、配給してあげなければならぬ数が多いので、やむを得ず酒、タバコというようなものまでも配給いたしたような次第でありまして、今後はできるだけ生産資材を配給するように、重点をかねてまいらるつもりでおります。

それから次の問題は、農機具の生産が商工省の所管、配給は資本家の手に握られておるのじやないかというような御意見であります。これは商工大臣から御答弁がある点と思ひますが、私、農林省関係の見地から申し上げますと、私どもの農林省のこの問題に關する関係は、やはり配給の面へのみ限られております。常に商工省と、この点は連絡をとりまして、農家の必要なる資材の配給に遺憾なき対策を立てております。この点については、商工省が心から協力いたしておつてくれます。

それから最後に、米麦等の價格の問題につきまして、中間利潤が多過ぎるのじやないかというお話でございました。これは安定本部の長官からも御説明があると思ひますが、私は、例を米にとりまして御答弁をいたします。玄米三等品一俵、六十キロ俵のもの、これの生産價格は七百円でありまして、これだけの米に対して、政府事業費をいたしましては、倉庫料、運賃、農會手数料を含めた直接費と、食糧管理特別会計による間接費、合計五十九円九十九銭あります。それから営團の経費をいたしましては、配給の諸経費が四十九円八十八銭になつております。このほかに、等級間の價格差費用が七円十六銭、早場米及び供出完納報奨金等の奨励金が二六円三十二銭に當つております。以上合計いたしまして百四十三円三十五銭というものが、中間諸経費となつて計上されておる次第であります。以上、簡単に御答弁申し上げます(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) この際お許しを得まして、先般の苦果地購買の御

質問に對しまして、まずお答えいたします。

第一点は、統制經濟の範圍を檢討する意思はないか、その統制と自由との境界はどうかであるかというお問い合わせであつたと思つておりますが、私は、統制經濟の範圍は、一つは日本の經濟の

實情と、もう一つは政治的な観点で、どういふ政府が一體政權を握るかというところによつて、両方から決定されてくると思つております。しかし、今の日本の現狀から言いますならば、どうして

も統制を必要とする物資についてやりま

すことだけは、これはお認めを願

るだらうと思つております。ただその統制をしまして、實際國民經濟的に見て実効のないもの、あるいは需給の均衡のとれてきたものといつたようなものにつきては、これは統制をはずして

いくつもりで操作を進めております。なお、今回の價格改正の場合におきましては、ただ價格間の均衡ということ

だけではなしに、やはり國際物價との關係もありまゝるので、これらの点を考慮する方針でございます。以上、簡

單にお答えを申し上げます。次に、北議員の御質問にお答え申し上げます。物價体系をかえた場合に、米價についてそれを改訂する意思があるかどうかというお話であります。が、パリテ計算は、米價と農家の必需品との間のパリテから米價をきめていくわけでありまして、もしも物價の体系というものが大幅に根本的に改訂されまゝの場合におきましては、農産物の再生産としての見地から言ひまして、やはり米價についても適當の調整が必要であらう、かように考えます。

經濟安定本部の増員の問題につきては、これは經濟安定本部の官制がきまりました以後、それを充實するの

に努めたわけでございます。これら

の点につきては、關係方面とも十分連絡をとつてやっております。まして、行政整理そのものにつきては、私もまづたく同感でありまして、この内閣として、行政整理はやる

考えております。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕

○國務大臣(水谷長三郎君) たいま北さんから、本年度の肥料生産計画に對して御質問がございましたが、本年度とここで申し上げる場合は、目下

実施中の、本年一月から七月までの、いわゆる春肥の生産計画でありまして、硫安六十六万五千トン、このうち

には石灰窒素十一万三千トンを含んで

おりますが、それと過磷酸石灰六十三

万トンの生産を目標とするものであります。この數量は、昨年からの特越し、

硫安換算約二十二万トンと、本期間に輸入を予想する硫安とを見込んで、こ

れから水田に施される肥料として、硫安反当り平均五・五貫、過磷酸石灰反当り平均二貫を中心としたま

する農林省の春肥配給計画に見合う肥料の生産計画でございます。本期間の

当初三箇月間は、冬季渇水によりまして異常の電力危機で、過磷酸石灰はとも

かく、電力の大口消費部門でありますところの硫安石灰窒素は、右の生産計画におきまして、すでにかなり削減を加えられておる次第でございますが、肥料配給計画を完遂いたしますためには、ぜひともこの計画量を達成せねばならないので、大いに努力をいたし

ておる次第でございます。なお、本計画通りの生産ができませんならば、これを昨年同様の美生産に比べますと、硫安は約一・二倍、過磷酸は約二倍に相当いたします。配給の面からいいますれば、硫安といまして、稲肥

反当り三貫から五・五貫に上ることになるのでございます。さういふ御了承を願ひます。(拍手)

〔國務大臣一松定吉君登壇〕

○國務大臣(一松定吉君) 北君の肥料の処置に對しては御質問の中で、尿

尿処理問題を附加して申し上げておく必要があると思つております。御

承知の通り人糞等の肥料処置は、これは生肥を野糞等に用ひます結果、今日では非常に蛔虫その他の毒虫が体内に孵化いたしまして、それがために保健衛生に重大なる影響を及ぼしております。これは、御承知の通りであります。わ

が國民のいわゆる八〇％ほどは、蛔虫のために悩まされておるといふ現狀であります。さういふ際におきまして、

厚生省といつたしましては、この駆虫剤を急速に多量に生産をいたしまして、

民衆におわかちして、もつてこれらの害を除きたいといふことに努力をいたしておるのであります。

これらの点に對しまして、厚生省の保健衛生上一番のことは、いわゆる下水等の完備と、水洗便所の設置というところであります。この点につきては、横浜市、神戸市等は、戦災のためにほとんど破壊せられておりました。他の四大都市並びに豊橋市、岐阜市等において、これが用いられてゐるわけでありまして、さういふ点に對しましては、これらのものを急速に運搬いたしまして、この生肥を腐熟せしめ、

後の方針を農家の肥料に採用していただく方針をとつております。これらの点に對しまして、ほんとうは厚生省式の便所、厚生省式の貯溜所というものを増えることが一番いいのであります。それには今日セメントが必要であります。今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

用ひますが、今日一般にセメントを

〔野坂参三君登壇〕

○野坂参三君 私は、総理大臣の施政演説に對して、総理大臣並びに他の關係閣僚諸君に、三点について、共產黨を代表して質問したいと思ひます。

片山総理大臣は、施政演説の中で、その冒頭で、こう申されております。経済危機について、危機は未だ完全に去つたとは言えませんが、復興の緒につき始めた。すなわち、インフレは完全には去つたとは言えない。すなわち大體において去つてしまつておる。そこで、これからは復興せねばならない。これが片山総理大臣の、今日の日本の経済状態についての根本観念である。これから出発して、すべての政策は出ておると思ひます。はたしてそうであるかどうか。

われ／＼の見るところでは、インフレは進行中であり、また深刻化しておる。たとえば、日本銀行の紙幣発行数だけを見て、去年の六月には一千三百六十三億円で、年末には二千二百億円、政府の予想によつても、今年度末、三月末には二千七百億円の紙幣が出る、政府自身が言つておる。これ自体が、すなわちインフレが深刻化しておる。この事実を片山総理大臣は否定されるかどうか。

また物價体系にしましても、去年物價体系をつくられたそのときにも、すでに破綻しておる。今安本長官が言われましたように、すでにもう改訂しなければならぬ、こういうふうな状態にある。毎日々々、われ／＼の生活自身から見ても、もう物價体系は破綻してきておることは、よくわかつておる。また生産の問題にしましても、工業

生産、これを見れば、御存じのよう

に、昨年の七月を頂点として、ずつと下つてきておる。ただ石炭だけが年末に増産されておりますが、これも御存じのように、炭鉱労働者諸君が、實際数日前に來て話したところによれば、この増産に労働強化によつてだけやられておる。時間外の労働、残業、休日返上、それと濫掘——めちやくちやな濫掘においてやられておる。この一事故だけ見ても、私たちは、今政府ではいかにも樂觀的に、今年度は三千数百万トン出すとか、こういうことを言つておりますが、遠からず、石炭の増産といふものも、ある破綻がきはしないか。また今國鉄の問題にしましても、この國鉄が、もうめちやくちやになつておるということ、これはだれでも皆知つておることです。こうした状態を見た場合において、生産方面においては、破綻が存在するだけではない、ますます深刻化する、こういうことを、われ／＼は事実によつて見なければならぬが、こういう事実を、片山総理は一体どういふふうに見られるのか。

さて、食糧の問題にしましても、政府側では、今年度は一割増産というところを、総理大臣の施政方針において申されておりますが、これも、はたしてできるであろうかどうか。今農村を見ましても、増産するという手は打つておられない。たとえば一つの例として、肥料を見ましても、肥料の今年度の生産計画は九十万トン、しかし、實際に増産するためには、この倍が必要で、しかし政府は、九十万トンしかできないと、計画にちゃんと書いてある。これではたして増産といふものはできるかどうか。

こういふことを見ました場合に、私たちが、今日の日本の経済は危機に進行中であり、ますます深刻化する状態にある、こういうふうに見なければならぬ。ところが、片山総理大臣自身が、実はこの点がある程度認めざるを得ない。と申しますのは、片山総理大臣の施政演説として、新聞記者諸君にまわされた資料がある。この資料は、その朝手に渡つたが、その後、これを改訂されている。どういふふうに改訂されたかと申しますと、まず原文を読みます。これは皆われ／＼の手に渡つたものです。その原文には「危機は未だ去らず、インフレはなお進行を続けつつあります。今にしてこのインフレの進行を断ち切り、その破局化を防止するにあらずんば、祖國の再建は危殆に瀕する」といふ過言ではありませぬ、いいですか。ところが、これが一時間か二時間あとで、すっかり變つてきています。どういふふうに変つたかと申しますと、「危機は未だ完全には去つたとは言えませんが、——」ここでは危機は進行中であると書いてある。今これを断ち切らなければ、日本は危急存亡の危機に面する、こういうことを言ひながら、わずかに何分かつと、こういうふうに変つてきています。さらに今度は非常に樂觀的になつてきています。これは片山氏の言ですが、「復興の漸くその緒につき始めたことは喜びにたえない次第であります。國民待望の経済再建への途へ雄々しく発足したいのであります。」「初めの原文には、片山総理は實際のことを見、ほんとうのこと

を書こうとしている。あとになつてく

ると、今度は非常に樂觀して、復興復興だと言つておる。私が、この点について片山総理大臣にお聞きしたいのはこの二つの見解がありますが、一体どうして、こういうふうに変訂されたか。この点をお聞きしたい。

一体、なぜこういう問題をわれ／＼が出すかといへば、この問題自身が、今後の日本の経済政策の根本になつてくる。私たちの考えでは、今日の日本の経済は、戦争によつて、ともかくも破壊されてきている。今われ／＼が、日本といふ家を建てなければならぬ。まづ、どういふふうにしてつづかな。家を建てるかといへば、日本のこの破壊された経済的な基礎自身を固めていつて、初めて新しいつづかな。健全な家が建てる。ところが片山総理大臣は、この破壊された基礎を固めることはいふ加減にしておいて、今一應バラツク建を建てろといふことです。われ／＼は、日本の將來を考えれば、バラツク建の家は建てたくない。健全な基礎に健全な家を建てたい。これがすなわち、私の考えと片山総理大臣の考えと根本的に違ふ点だと思ふ。言いかえれば、片山総理大臣の演説は、國民の目を現実の危機の事態に向けさせないで、天に向けさせる。根拠のない樂觀論を唱える。すなわち、投票獲得のために國民を惑わす、なまぐさ坊主の演説ではないだろうか。

それについて片山総理大臣にお聞きしますが、危機は去つたと思ふのかどうか。インフレの進行を断ち切らなければ、破局化を防止するにあらずんば、祖國の再建は危殆に瀕するところ

いふふうにお考えにならないかどうか。

もう一つお聞きしたいのは、社会黨の予算編成方針として発表されたのを見ますと「インフレの計画的管理政策を強化し」とあります。インフレを克服する」と書いてない。今までは書いておつたが、しかし今度は、インフレの計画的管理政策をやる。つまり管理することを見ますと、内閣の政策はインフレを克服するのではなくて、これを何か統制し、管理するに止める。インフレ自身は、やはり進行を続けさせる。こういうふうな政策をとられたのかどうか、これについてお聞きしたいと思ひます。

さて、第二点になります。第二点としては、経済危機の打開について、いかに日本を再建するかという問題につきまして、自由党、民主黨、社会黨、これに共通した根本政策は、すなわち日本再建の根本的な基礎を外資の導入におくといふ問題、この点につきましては、吉田自由黨總裁が、幾度もいろいろの形において、談話の形においても発表されております。また、民主黨の最近発表された十大指針とか、これにも発表されておる。また先般、二十三日に苦米地議員がこの演説でなされた中にも、やはりこの意味が言われておる。この間の社会黨の大会におきましても、鈴木政務調査会長も、この意味のことをやはり申された。またこの議場で、二十四日は苦米地氏の演説に對する回答として、片山総理はこう答へられておる。「産業復興のため、生産力拡充のために、乏しきわが経済にお

うか、これについてお聞きしたいと思ひます。

いは、どうしても外資導入を仰がなければならぬと思ふのであります。すなわち、すべての構想はまず外資を導入する。この基礎において再建をやる。その受入態勢を、今われわれはつくらなければならぬ。聞きますところによると、安本では長期計画というものを今立てられておるようだ。その長期計画も、やはり前提に外資導入ということがおかれておる。ここにすべての基礎をおいて、そして家を建てよう、こういう計画のように考えられるのであります。これは私は、非常に日本國民として眞剣に考えなければならぬ問題ではないかと思ふ。

さて、今日この外資導入という問題につきまして、私たちの方で考えるところによると、去年行われたところのいろ／＼の貿易関係あるいは外資の問題につきまして考えてみた場合においては、單にこれを無條件で、そのまま表面通り解決してよいかどうか。たとえ、輸出回轉基金というものが去年の八月に設定されました。これに対しては、片山総理は早天の慈雨だと申された。しかしながら、御存じのように、この基金は二億ドルを基準にして三億ドルを借り、これによつて加工生産をやる。ここから五千万ドル浮いてくる。この五千万ドルは大體われ／＼が使えるが、しかし、これも一年後の今年の九月でなければ使えないということであります。そうしますと、結局本年九月までは、三億ドルの輸入原料の加工に必要な副資材と、この加工に従事する労働者の食糧その他の生活必需品は、すべて日本の負担ということになる。これはすなわち、インフレ

を促進することになる。言いかえれば、この回轉基金自身が、労働力を今年の九月までは大體ただで輸出して、そしてインフレを促進する、こういう結果になりはしないか。これは安本関係の資料にも、こういう意味のことが出ております。この点につきまして、私は総理大臣あるいは商工大臣にお聞きしたいのは、この回轉基金に關係するところの貿易関係その他について、今日までの実相及び將來の見透し、これをお聞きしたいと思ふので

また最近、一月十日のA・Pの電報によりまして、ヤラス商会との間に契約ができそうだと、こういうふうに書いてあります。どういふ契約か。新聞の発表によりまして、アメリカから三万ロングトンのコークス用石炭を輸入する、これに対して日本から、薄鋼板二万グラムトン、亜鉛引薄鋼板五千グラムトン、合計二万五千グラムトンを輸出する、こういうふうにして書いてあります。これを計算しますと、どういふことになるかと言へば、薄鋼板一トンを

つくるのに、石炭で換算して一トンは普通の石炭ですが、約六トンが必要だ。従つて、二万五千トンの薄鋼板を輸出するためには、十二万から十五万トンの石炭が必要だということになる。そうしますと、十五万トンの石炭が要るのに、向うから来るものは三万ロングトンの石炭である。これはコークス用の石炭である。そうして見ると、こゝでは四分の一、五分の一、すなわち四倍あるいは五倍の石炭を日本が出さなければならぬということになる。もちろん、この石炭は性質が違います。

この点について、私たちは、新聞の発表だけでははつきりわからない。もし、これだけを見れば、相當これは考慮しなければならぬ問題になつてくる。この点についても、私は水谷商工大臣の御回答を願ひたいと思ふ。

さらに綿花につきましても、必ずしもこれも樂觀ができないうこととは、去年の十一月の発表によりまして、その十一月末において、綿布の滞貨が二億九千万ヤードあると言つておる。こういう事実を見ましても、この綿花の問題、紡績の問題は、一体どうなつておるか。これについて、やはり水谷商工大臣の意見を私はお聞きしたいと思ふ。

さらに、渉外局一月十二日発表によりますと、民間貿易について、昨年九月から十二月までの四箇月の間に約九十万ドルの入超。さて、この輸出を見ますと、問題は、新聞でいろ／＼書きたてられた陶磁器あるいは竹細工、いわゆる國産品のものは、これは全輸出の中のわずかに一五%、ところが、生活必需品や化学藥品、これが二六%、さらに重要なことは、日本の再建に必要な機械とか金屬類、これが三九%、そこで、生活必需品とか、あるいは機械金屬類を合計しますと、全輸出の中の六五%、われ／＼は、こういうものを輸出しておる。さて輸入は、何を輸入したかと申しますと、六三%が羊毛と石炭です。〔食糧はどうだと呼ぶ者あり〕食糧は、これは別個の問題であります。別個の勘定です。こゝで見ますと、この統計だけ見ましても、われわれに絶対に必要なものが相当出されていま羊毛というものは緊急な物資ではない、こういうものがど／＼はいわ

ない、こういうものがど／＼はいわね、こういう状態になつておられます。こういうことをわれ／＼は考えたい。場合において、外資の導入、これは決してわれ／＼は反対するものではない。しかしながら、ただ無條件で、これができたから、もう日本の再建は大丈夫だ、こういうふうな幻想を日本の國民に與えておる。これは非常な誤りだと思ひます。

さて、総理大臣または水谷商工大臣にお聞きしたいのは、社会党の大会で、鈴木政務調査会長が、五億ドルまたは七億ドルの借款が近くある、こういうことを言われたというのを私は聞いております。はたして、こういう事実があるのかどうか。これを私は水谷商工大臣にお聞きしたい。

さて、憲法の第八十五條に、こゝ書いてあります。「國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基くことを必要とする。」すなわち、國がクレジットを設ける場合においては、國會の議決が必要である。これは憲法の規定です。そこで、私は総理大臣にお聞きしたいのは、日本が外國と結ぶところのクレジットがある場合においては、もちろん國會の承認が必要であるが、同時にわれ／＼の求めたいことは、こういう計画ができて、あとから発表されるのではなく、できる前に、事前にこの國會に諮られることをわれ／＼は要求したい。これについての総理大臣の御意見を伺ひたい。

とこの機械、技術、資力、すべてのものを動員して、これにおいて、われわれの再建の基礎を固める、こういう根本方針を立てる。それで足りないものを外資に求める。しかし、この外資を求める場合においても、三つの條件が必要である。まず第一に、この性格が眞に日本の再建に必要であること、第二には、この外資というものが民主的な、人民的な管理においてやられること、第三においては、この外資が日本の民族の独立を保障しなければならぬ、確保する性格のものでなければならぬ。こういう條件のもとにおいてならば、われ／＼は、この外資の導入に賛成します。

さて問題は、それでは一体日本の再建について、自力更生、われ／＼の力だけにおいて更生する條件があるかどうか、これを見た場合において、私たちは、確かにあると思ふ。いたゞらに對外依存、これに求めずして、日本國內において、われ／＼の力だけでやる條件がある。たとえば食糧問題にしましても、もし、われ／＼が農地改革を徹底する、百姓にすべて土地を與える、こういう改革をやること、さらに農村において機械化すること、あるいは電化すること、あるいは耕地の開墾とか、いろ／＼なことを國家の力においてやる、こゝすれば、必ず日本においての食糧問題も大體において解決する。ここに自力更生の基礎がちゃんとある。

さらに工業生産にしましても、工業生産の基礎である、たとえば工作機械を見ても、戦災によらないところの工作機械が、約七十五万台ある。賠償撤

去されるものを差引いても、まだ過剰です。しかも技術者、これは御存じのように、りつばな技術者が、今失業に悩んでおる。動力資源にしましては、電力にしても、石炭にしても、もしわれわれが開拓すれば、十分にある。さらに原材料にしましては、まだ開拓すべき余地がある。ただ、われわれに必要なのは、鉄鉱石とか、石油とか、纖維資源あるいはパルプ類、こういうものは外國に仰がなければならぬ。ところが、こういうふうな原料は、アメリカ大陸だけではない。われわれの非常に身近にあるところの極東大陸にたくさんある。中國、朝鮮あるいは佛印、インドネシア、インド、この方面に求めらるなら、われわれの欲しい原料はある。そこで、日本がもし平和的な民主的な國家になるならば、これらの國は、喜んでわれわれと貿易を再開してくれる。たとえば、私が中國にいらしたときに、毛澤東とか、あるいは國民黨の要人に会つて、彼らと話したとき、彼らも、眞剣に日本と貿易したいことを望んでいる。日本に必要な原料を與える。その代り、また日本にできる機械とか技術、これはぜひ日本からもらいたい。ただ彼らは、一つの條件を出してゐる。どういふ條件かと申しますと、それは日本という國が、將來決して侵略をしない、完全な平和的な國になること及び民主的な、りつばな國になつてくれること、この場合においては、中國は喜んで胸襟を開いて日本と貿易をしたいと言つてゐる。これより見まして、われわれは、日本の再建を自力更生でできることを確信をもつて差支えないと思ふ。

そこで、以上のような食糧と工業生産の自力復興を妨げているものは、一体だれかといへば、日本においては、結局あの少數の独占資本家、大やみ資本家、これと結んだ官僚政治家です。これを打破するためには、まず金融機關及び重要産業の國營、人民管理、これをわれわれは主張したい。そうして、これをやるのは、決して今日の内閣ではなくて、人民政府でなければならぬ。

さらに最後に、この問題について申し上げたいことは、自力更生のために、隠匿藏遊休物資の徹底的な摘発とすることが必要である。これについては私は、すでにここで設けられた特別委員会のあの報告を皆さん方御承知でありますから、詳しくは申しません。ただ、ここで申し上げたいことは、最近アメリカの週刊雜誌に發表されたワイルド・リポート、これにはこういうことが書いてある。原料資材の不足が日本の生産を阻害している。反面、産業トラストは、すなわち独占資本は、歴大な退藏物資を隠匿している。やみ市場へ流し、巨額の利得をむさぼつてゐる。かかる行動は、日本の復興を失敗させ、米國の占領費を増大させ、占領を妨害する陰謀と言つてよい。私はその通りであると思ふ。もし日本政府が、この軍物資に對し十分支拂を受けたいとすれば、降伏以來の赤字予算並びに占領費の全額を補つてなお余りあつたであらう。私はこの通りだと思ふ。

共產黨は、戦後この問題をただちに取上げまして、そうして隠匿藏遊資の摘発ということについて

は、全國的にいろいろのことをやつた。それがために、たとえば板橋事件といふものを起してありますが、しかし、われわれのこの隠匿藏物資の摘発に對して、政府は常に妨害をやつてきつてゐる。それは過去の事例ではありません。最近におきまして、こういう事実が頻々として起つてゐる。たとえば、最近大阪方面でも、扶桑金屬とか、久保田鉄工所におけるあの事件、これを摘発したものを、官憲がこれを逮捕してゐる。まだ留置場にぶちこんでいる。さらに、これはあまり知られておりませんが、富山の不二越製作所、こういう事件がありました。これは不二越製作所に、賠償の対象となるべき精密測定機械、ベアリング製造機械が隠匿されてゐる情報を、われわれは得てゐる。この摘発をやつた。ところが、何が発見されたかと申しますと、ここではカール・ツァイス製その他の各種精密測定機械が合計十四台、ポールベアリング製造機械が百二十六台、そのまま、ちゃんと学校の中に隠してあつた。しかも、この会社の責任者が、こう言つてゐます。これはちゃんと証人があります。こう言つておる。なぜ、こういうことをやつたかといへば、海軍軍が日本から掃つたあとで、この機械でベアリングをつくるのだ、だから、これを隠匿しておくことは愛國の行爲である、こういうことを今言つてゐる。この摘発に關連した人が、三人檢束されました。こういうことを見て、私は政府にお聞きしたいのは、これは片山総理でも司法大臣でもよろしいが、このような民主的な、下からの摘發行爲を、どうして政府は促

進されないで、かえつてこれを妨害されてゐるのか。一体、どうしてこれは妨害されるのか。

さて私は、片山総理大臣あるいは社會黨そのほかの政界における日本再建の根本觀念において、われわれは自力更生しなければならぬと主張しますが、この一つの例として、殷鑑還からず、ヨーロッパを見た場合に、外資導入を基礎として再建をはかつたところの、たとえばフランス、イタリーが、どういふ状態になつてゐるかといへば、すなわち、現在經濟恐慌のまつただ中にある。これを見た場合において、はたして日本の將來は、どの方向にわれわれがいくなかといふことについて、非常に國民は眞剣に考えなければならぬ。(一)共產黨はどうしようといふのだと呼籲者あり。だから、先ほどから申してゐる通りに、日本國內に十分あるものを、なぜ動員してやらないかといふのである。

さて、第三の点についてお聞きしたいのでありますが、政府は外資導入のために受入態勢を整えなければならぬ、これが今日における根本政策、こういうことになつております。これについては、西尾官房長官が、一月一日の新聞に、座談会で發表されたところによりまして、こう言つてゐる。米國からの援助を得るためには、日本の産業界が平和であるとともに、労資が協力して産業の復興に一生懸命やつていふという態勢を整えることが一番重要である、こういうふうな言つております。すなわち、受入態勢をつくる、この受入態勢をつくるという名のもとに、実は日本の大資本の利益のため

に、勤勞大衆の生活が低下され、また労働が強化されてゐる。その具體的事実はいくらでもあげることができま

す。受入態勢を整える。たとえば供米の問題にしまして、その一つです。この供米の問題に對しまして、農林大臣にお聞きしたいことがあります。これは、山形縣知事の村山道雄という人が、去年の十二月二日に、山形新聞あるいはそのほかの地方新聞に、これは十二月六日の新聞ですが、山形縣告示第四百八十八号に發表してゐることがある。どういふことをいつてゐるか。と申しますと、「本年産米の供出は強い割当であります。しかも必ず本月中旬に完遂していただくかねばならない供出であります。私に先ず皆様に何故に今年の供米の割当が今までよりも強いのか。何故に完遂せねばならないのか。何故にそのことを連合軍からも強く命令されたのかをはつきり自覺していただくのであります。」さらに續けて「連合軍当局は日本國民に供米三千五十五万石の完遂を命令すると共に、その完遂を俟つて國際食糧緊急委員會に不足分輸入の要請をしようとしてゐるのであります。」、こういうことをいつてゐる。これは新聞に發表された山形縣の告示です。ちゃんと知事の署名がある。一体供米は、だれがだれのためにやるのですか。この文面を見ますと、これは日本政府ではない。向うからの命令だからやれといふことをいつてゐる。こういうことが、一体許さるべきかどうか。片山総理大臣は、去年のこの議政壇上で、すべての政府の政策は政府の責任であるといつてゐる。しかし、この供

米をやるために、連合軍の名前を借りてやらせておる。こういうことを、どうして今まで許しておるか。この問題について、総理大臣でもよろしい、あるいは農林大臣でもよろしい、明確な御回答を願いたいと思います。

それから、ついでに農林大臣にお聞きしたいことは、去年の國會に農業生産調整法というものが出されて、これは生産調整法に、さらに今度の國會に、食糧生産並びに供出に関する法律、こういうものが出されるというところを聞きましたが、はたして、この内容はどういふものであるか。これがちやうど戦時中におけるあの軍部のやつたような作付強制というものに類するものであるかどうか、こういう内容について、ついでにお聞きしたいのであります。

さて、受入態勢を整える。この名において、今では行政整理、企業整備、これが中心になっております。この問題につきましても、各党は大体において共通しているように思います。しかし、政府の言われている行政整理の内容を見ますと、結局人員削減の削減という事です。これに重点がおかれてい

る。ところが、御存じのように予算の中で占める人員費の割合は、わずかに六パーセントにすぎない。これを節約しても三十一億。そこで、政府にお聞きしたいのは、内閣総理大臣は、一昨日ここで、この行政整理はすなわち人員整理である、こういうことを言われた。ところが民主党の青木地議員は、ラヂオの放送で、この整理というものは、予算定員と実働定員との差をいうだけのことである、そうすれば、實際

上において官吏の首切りはやらないう、こういう意味のことを言われている。そうしますと、一体総理大臣と苦米地議員の言には喧嘩があるが、政府にお聞きしたいのは、これは官吏の首を切られるのであるか、切られるならば、いつ、いくら切られるのであるか、これをお聞きしたい。

さらに現象を見ますと、國鉄にしても通信にしても、今あそこでは定員が不足している。それにもかかわらず、ここでもやはり人員整理ということが実際にやられるというのを私は聞いてゐる。たとえば九州におきましては、九州の國鉄従業員の間で、いくらだれを首切るといふふうなリストがすでにでき上つてゐる。こういうふうなことも言われている。この問題について、運輸大臣に私は真相をお聞きしたい。

さらにこの問題につきましても、もう一言お聞きしたいことは、配置轉換が行われますが、この内容がどうであるか。一身上の都合から轉換ができない場合には、政府はどのように処置されるものであるか、これを運輸大臣にお聞きしたいと思ふ。

さて、受入態勢を整えるという、こういう名前で、政府はいわゆる労働組合の民主化ということを言われている。これは米窪労働とか、あるいは松岡議長が言われているような労働組合の民主化という名前で作つております。この問題について、米窪労働大臣にお聞きしたいのは、労働法、労働組合法を改正されると言つておりますが、その内容はどういふものであるか。また労働基準法までも改正されるというふうなうわさがあるが、これは

はたしてどうであるか。また組合の民主化とか健全化という名前で、政府の手で直接できなくとも、間接にいろいろな反共組織とか、こういうものができ上つてゐる。これは単なる会社とか工場の策謀だけではなくて、政府の政策としてやられてゐる。こういうふう

に、われ／＼に客観的な條件から見られる。そうすれば、これは明らかに極東委員会の労働組合に関する十六條原則に違反するものではないか。またもう一つお聞きしたいのは、労働組合法十一條違反が最近頻々として起つております。これによつて、いろいろの左翼分子を組合から、あるいは工場から解雇する、こういうことが起つておりますが、これに対して、政府はどのような対策をとられてゐるのか。

さらにもう一つお聞きしたいのは、米窪労働大臣は、昨日の參議院で、わが党の細川議員に対する答弁として、東芝の、あそこ今たぐさんの滞納税金がありまして、その問題について、こう申されてゐる。なぜ、東芝のこの会社に税金の滞納が起つたか。たとえば労働政勢に抑えられて、いわゆる赤字契約をし、赤字の団体契約を——相当給料を赤字においてあげて

いるという疑いのある工場が方々にあります。すなわち、こういう会社が滞納するのは、労働者が労働争議をやり、あるいは給料の値上げを要求する、そこでこういう滞納ができた。これは明らかに事実と違反してゐる。たとえば、東芝の問題にしましても、会社自身が何と言つておるか。こういう原因で滞納ができたのでは絶対にないということは、会社自身が言つてゐる。し

かし米窪労働大臣は、參議院の講場で、これは労働者に責任がある、こういうことを言われている。

この問題につきましても、私は水谷商工大臣に、特にまたお聞きしたい。このオール東芝に対して、先月商工大臣は、商工大臣の名前によつて、この東芝は増産において拔群の成績をあげたと表彰を與えてゐる。しかも一昨日、この東芝の工場に行かれて、あそこで従業員に対していろいろのお褒めの言葉を賜つた。しかるに米窪大臣は、ここでは労働者が悪いから、こういう滞納ができた。すべてこれは政府と会社とに責任がある。これを労働者に轉嫁しようとしている。こういうことを許すべきであるかどうか。この点について、米窪及び水谷両大臣にお聞きしたいと思ふ。

私はこれで終わりますが、一言、最近の新聞を賑わしてゐる帝銀の椎名町支店のあの毒殺事件について、私は司法大臣の報告をお願いしたいと思ふ。と申しますのは、この事件は普通の事件ではありません。十六名の者が、ついで同時に毒を飲む。どうしてこういうことが起つたか。これは普通ではない。しかもこれについては、あの町に行つてみますと、いろいろのうわさがとんでゐます。それについて私は、この真相について報告を願いたい。一体、このような毒がどういふところからはいつてきてゐるのか。もし、こういう状態が許されるならば、われ／＼は、一杯よそで飲むこともできない。これについて、司法大臣の報告をお願いしたいと思ふ。

さて、最後に一言申し上げたいことは、

は、総理大臣は演説の中で……。

○副議長(田中萬選者) 野坂君、時間が来ております。申合せによつて簡潔に願います。

○野坂參三君(続) 簡潔に、すぐやめます。——総理大臣は演説の中で、經濟の破壊や社会秩序の混乱を企圖するがごとき一部の不健全分子は、遠からずあげて清算さるべきことを期待してやまない、こういうふうに言つておる。これは一体、具体的に言つてどういふ分子であるか。これを第三者から、連合國人士の口から言わせませう。

これは十二月二十四日にフライル氏、これは總司令部の經濟科学局特別顧問です。これが北海道、九州の炭鉱視察から歸つて、こう申されてゐる。よく聞いてください。共產黨が政治的目的で増産を妨げているといふのは、まづたぐの流言である、デマである、將來もないと確信すると言つてゐる。これは、私が言つたものではありません。ん。事実がまた証明されております。今九州において増産がやられてゐるが、あそこ一番よい成績をあげてゐるのは高松炭鉱、ここは共產黨の一番強い炭鉱です。さらに、今申し上げた、商工大臣が表彰されたあの東芝です。堀川町のごときは、あそこにおいては、一番よい成績をあげてゐる。これは一番共產黨の強いところですよ。これだけ見ても、共產黨は絶対に増産を妨げるものではない。増産を實際やつてゐる。それでは、一体だれが不健全分子であるか。私は連合國人士に聴いてみる。

これは、本年一月十九日に、ゴツチヨーク石炭調整官が申されてゐる。増

産運動に不熱心なのは……。(銘實する者あり)増産運動に不熱心なのは少数の炭鉱業者であると言っている。これはすでに明らかになっている。不健全分子は、結局これは、あの日本の戦争をやつた、また戦後インフレとやみよつて日本の破壊をさらに続けたあの軍閥の残流や、あるいは日本の大きなやみ成金、あるいはこれと結託した官僚とか政治家です。これらこそ、片山総理大臣の言っている不健全分子である。しかるに総理大臣は、これらの分子については、この中に一言も言っていない。一体なぜであるか。過去半年の間に、政府は、工場から、あるいは労働組合の中から、進歩的な労働者を除名したり、いろいろなことをやっています。しかし、ただの一回も、資本家の生産サボ、生産妨害について取締つたことはない。これを見たときに、片山社会党首班の内閣とは、これは何か、これは資本家内閣であるということがあります。これをもつて、私の演説を終わります。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) インフレ抑圧のためには全力を傾倒しなければならぬのでありまして、私は決してその防退政策がすでにその目的を達し終つておるとは言っていないのであります。全体の演説をお聴きになれば、よくわかると思います。インフレを抑圧するためには、さらに積極的な増産計画を立てていかなくてはならない。すでにその必要に迫られており、その時期が来つておる。昭和二十三年度をその増産の第一歩として進んでいかなければ、祖國再建はできない。

さういふ意味で申し上げておるのであります。なお、私の草案についていろいろ御質問がありました。草案についてはお答えする必要があると思ひます。ただ、その草案と演説の本旨とは、表現が多少違ひますけれども、趣旨においては決して違つていないといふことを明らかに申し上げておきます。(拍手)

第二の外資導入の問題であります。自力再建をはかつていかなければならぬのは、言うまでもありません。自力再建をはかりつつ、さらに復興を促進するために、再建の速度を早めるために外資導入を要求することは、國民全体の声である私は信ずるのであります。(拍手)先般新聞によりまして、マシーナル・プランに對し、まして、歐洲復興計画について西歐十六箇國が要求を出した。その声明によりますならば、歐洲復興のためには、さらに四箇年に二百二十億ドルの外資を導入しなければ、戦争で破壊せられた西歐十六箇國の復興は困難であるといふことを発表いたしましたのであります。外資導入と自力更生と相まつて戦後の復興に着手しなければならぬといふことは、世界の今日の現実であると思ふべきではないのであります。決して外國依存をいたしてはいないのであります。これは、私の施政方針の演説の中においても、ただ外國に頼みを請うというふうなことではいけない、自力をもつて復興の実をあげなければならぬといふことを明白に述べておるのであります。しかし、資源の乏しい、戦争でほとんど生産力が破壊せら

れたわが國の再建の實際を見ますならばどうしても外資にまたなければならぬ点が多々あることは、きわめて現実であると思ふべきではないのであります。こういうふうな意味から、われわれはインフレを抑止するため、インフレを防止するために、全力を傾倒して今日まで進んでまいりましたが、さらに一步を積極的に踏み出すために積極的な増産計画を立てること、祖國のために最も必要なる対策であると痛切に感じておる次第であります。

なお最後に、秩序を破壊する運動がほとんど清算されるであらうといふことを申しましたのは、わが國の再建を妨害し、わが國の社会秩序を破壊するすべてのものは、當然國民全体の民主的な判断によつて清算する機會の早きことを心から望んでやまないといふことを申し上げた次第であります。以上をもつてお答えにいたしましたと思ひます。(拍手)

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕

○國務大臣(水谷長三郎君) まず、貿易の現況からお答えします。昨年におきます貿易は、輸出が二億七千万ドル、輸入が四億四千万ドルで、輸出入ともに、前年に比し相当の増加を見ております。輸出品の主なるものは繊維品でありまして、金額にいたしまして二億八百万ドルに上つており、輸入品の主なるものは食糧でございまして、金額にして二億二千九百万ドルであります。そのほか、纖維原料九千万ドル、石油二千五百万ドル、肥料二千三百万ドル等がおもな輸入品であります。なお、制限附民間貿易におきましては、

契約成立高、昨年末までに約九百万ドル、本年に入り約四百百万ドルになつております。本年におきましても、わが國としましては多量の食糧を輸入せねばなりません。その上に、その見返り輸出の原料を相当輸入しなければならせん。さらに産業の復興、經濟の再建のためにも、できる限り多くの資材の輸入を仰ぎたいと思ふ次第でありまして、輸入額は多額に上る見込みでございしますが、これが代價を賄うべき輸出につきましては、資材、資金、燃料その他あらゆる施策を講じて、これが振興をいたしたいと考えております。さういふにいたしまして、輸出入同轉基金も近く運用を見るようございまして、これにより、輸出品製造の原料も円滑にはいつてまいりまして、加工貿易の実も上つてくる見込みでございます。また近く米國投資團の來朝も實現を見る模様でございまして、本年におけるわが國輸出貿易の前途も明るい方向に向つてゐるものと考えます。従いまして本年は、輸出輸入ともに、昨年比しさらに一段と増加する見込みでございます。ただ最も問題となりますのは、海外、特に東洋、南洋における購買力いかにありまして、この地方の經濟が速やかに安定復興いたしまして、購買力の増加いたすことを期待してやまない次第でございます。が、政府といたしましては、この地方よりの輸入を増加いたしまして、いわゆるバーターにより、大いに輸出を増進するよういたしたいと考えておる次第でございます。

さらに貿易同轉基金の問題でございしますが、この問題は、当初考慮されて

いたのは、金一億三千七百万ドルと綿製品輸出利益約七千万ドルを担保としたしまして、五億ドルの資金を得ることになつていたのでございますが、その後、先方の都合によりまして、金のみを担保といたしまして、最初予定されておりました金額よりも少額になる予定でございしますが、最後の決定はまたなされておりましたが、最初予想されておりました金額と減少基金との差は、米國側におきまして善処されることにならうと思つております。

さらに最後に、ヤラス商会との契約内容に關して御質問がございましたが、ヤラス商会との契約につきましては、昨年九月より、連合軍最高司令部を介しまして、同商会と貿易廳との間にいろいろ折衝がございました結果、本年一月初めに、最後の契約の締結を見たものでございまして、その内容は、日本より鉄板二万トンと亜鉛引鉄板五千トンを提供いたしまして、先方より、これが生産に必要な精結炭五万四千トンを日本に供給するという方法によるものでございます。政府は、日本の輸出貿易に寄與するところがあるとの考え方から、この契約の締結を見たのでございまして、これがために必要な鉄鉱石は、海南島より買ひつけました二十五万トンの鉄鉱石の一部を充當する予定でございします。今後におきましても、政府といたしましては、この種のバーター契約が續々と成立いたしまして、わが國産業の再開と輸出の振興に寄與することを切望いたしますと、これに、これが努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) お答えいたします。私に對します御質問は、總理からほとんどお答えいたしましたわけでありすが、附け加えて、若干お答えしたいと思います。

長期計画の策定にあつても、他力本願ではなくして、どこまでも自立経済といふことの確立に基本的態度をもつべきではないかという御意見に對しましては、われ／＼としまして、長期計画の策定にあたりましては、どこまでも自立経済の確立といふことを目標にいたしております。ただ、野坂さんもお認めのように、日本の経済は、性的に言ひまして、孤立経済たり得ません。やはり外國から原料を買い、また必要な石炭その他のものを輸入して、初めて日本の経済が成り立つていくのであります。従ひまして、日本の経済を回復します場合におきましては、目標はどこまでも自立経済の確立でありすが、しかし、それが、それが自立経済に達しますためには、やはり自分の力、フランス外國からのクレジットといふ形で、そこに薬を注入する必要があるものであります。しかし、たとひクレジットはクレジットであつて、ちやうど薬を病人に盛るやうに、病人が回復するといふ、病人がどこまでも主体であるといふ基本的な態度は、われ／＼として堅持いたしておるものであります。さうに御了承をお願いいたします。

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

○國務大臣(鈴木義男君) 私に對する御質問は、一つは扶桑金属その他の諸会社における隠匿物資の摘発をなせ

政府は妨げるかという御質問でありすが、少しも妨げる意思はないのであります。私の報告を受けておるところによりまして、隠匿物資を摘発するのは非常に結構なことでありすが、その手段があまりに乱暴でありまして、いろいろな暴行を伴つたために、その点に對しまして、警察官が出動をして検査をし、そのおもんが起訴せらるるに至つた次第でありまして、隠匿物資を出すことを穏やかに御協力くださることに對しましては、特にごほうびを出すことになつております。(乱暴にしなければ出やしないよ)と呼ぶ者あり)その乱暴の程度があまりにはだしいために、今後はもう少し穏やかにお願いいたしたいのであります。

それから、帝國銀行椎名町支店事件は、まことに天人ともに許さざる犯罪でありまして、その使用いたしました毒物は、青酸カリであるといふことが明らかになつたのであります。その入手経路その他につき、厳密にたゞいま檢察當局、警察當局が連合いたしまして努力いたしておりますから、必ず日ならず犯人を検挙して厳罰に処する予定であります。こういう事態が再び起らないことを希望いたしますが、だんだん知能の犯罪が増えてまいりましたので、警察の地方分権化に伴ひ、檢察當局といたしましては、できるだけ科学的犯罪捜査法を確立いたすために、アメリカにおけるごとく、りつぱな一つの犯罪科学研究所をもちたいという希望をもつておりますので、後日諸君の協賛を得て、ぜひその予算を許していただきたと存じておる次第であります。

ます。この問題は、早急に解決するよう努力いたしております。(拍手)

〔國務大臣波多野鼎君登壇〕

○國務大臣(波多野鼎君) 私に對する御質問は、割当の性格の問題でございまして。割当供出は、これは日本政府が責任をもつて行つたものでありまして、決して他の國あるいは他の人に対する供出をお願いしておるわけではなくして、日本民族の生活のために供出をお願いしておるものであるという点を御了承願ひます。

なお、個々の農家に対する割当供出につきましていろいろ問題がございしますが、これは、わが國の從來の行政におきまして、科学的な調査が十分でなかつたという点に根本の原因がございします。私は就任以來、統計調査局の機能を十分に活用するために、地方にまでこの組織を延ばしまして、今後割当につきましては万遺憾なきを期しておる次第であります。

第二の点は、このたび提出を予定しておる法律案において作付統制を行ふものであるが、その作付統制は戦時中の統制と同じようなことになるのではないかと御質問でございしましたが、これは決して同じ性質のものではございせんので、民主的な諸機關の協力を得まして、そして作付統制の計画を立てたいと考えております。詳しくいへば、法律案を提出した場合の御審議を通じて御理解願ふことと期待いたしております。以上、簡單でありすが、お答えいたします。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣(北村徳太郎君) 野坂君に

お答え申し上げます。

一般行政整理と異なつた目的をもつて、現業廳たる鉄道も、またある整理をしなければならぬといふことは考えております。これは、國鉄の再建と同時に、收支の適合をはかる独立採算制という観点から、當然ある整理、またある強化をしなければならぬといふことは、切に感じておるところでございします。但し、これは現在の人員等について配置轉換を行つておりますけれども、この面につきましては、さいわいに國鉄労組との間にきつめて円満なる連絡をとりつつ実行いたしております。

それから第二段の御質問で、九州のどこかで首切りのリストを出しておるというお話があつたのでありますが、これは野坂君からただいま初めて私どもは聴いたところであります。運輸省自体いたしましては、未だかつてさうなリストをつくつた覚えがございせんので、さうなもの存在するはずはない、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣米窪満亮君登壇〕

○國務大臣(米窪満亮君) 私に對する御質問にお答えいたします。第一の点は、労働法規の改正をする意思ありやというお尋ねであつたと思つたのでございしますが、憲法によつて保障された團結權、交渉權あるいは罷業權等のこの重大なる基本的人權に關し、さらに労働條件の低下を招来するような改正を労働法に試みる意思は、今のところございせん。但し、日本の労働運動が終戦後にわかに擡頭してまいりましたので、それについて、これに應ずるためにこ

しらえられた労働組合法、労働法の中には、労働組合運動の民主化、自主的な性格について明確なる解釈を下すことができない点が若干あるように思われます。また爭議權をもつておらないものが爭議を敢行した場合に對する処置についても、法的解釈が明確性を欠いておる点があるのでございまして、これらについては、これを改正するか否か、目下慎重に考慮中をございまして、本日ところは、これを言明する段階に立つておらないのであります。

それから第二の点は、最近日本の労働運動において健全なる労働組合運動が提唱されまして、外部の政党的指導介入を排除する、あるいは一部の指導者の独裁の傾向を是正するという運動が起つておることは、新聞等によつて傳へられております。このいわゆる労働組合のデモクラシー的な傾向は、總同盟が中心になつて、いわゆる労働組合の民主化運動が起り、また新聞紙の傳へられるところによれば、國鉄及び一部の産別の組合の中に、共産党的フランクシヨ運動を排斥する運動が起つたところ、これは、日本の労働運動の健全化のために慶賀すべき傾向にあると私は考えます。(拍手)但し、政府といたしましては、こういう傾向はあくまでも労働組合が自主的、民主的に決定すべき問題であつて、政府がこの傾向を助長し、労働戦線を分裂したる、あるいは御用組合化しようとする意思は毛頭ございせん。御安心願つてしかるべきだと思います。

最後にお尋ねの東芝問題でございしますが、この点については、野坂君が若干、私の昨日の參議院における答弁を

誤り傳えておると思うのでござい
ます。民間の企業團體において滞納が相
当あることは、新聞紙等によつて私承
知しておりますが、その滞納がなぜ
起つたかというのを政府の一部が究
明した場合に、ある企業家は、労働團
体の攻勢に押されて給與を高くしたた
めに、政府へ納めるべきものを納めら
れなかつたと称する者があるものでござ
います。この点を私は指摘して、東芝
がもしそういうことを言うならば、こ
れはその本質をよく究明して、その場
合においては、政府はこの経営者に対
して警告を発するというのを申し上げ
たのでございします。従つて、野坂君
の言われたことと全然反対なことを私
は申し上げておるのでございまして、
東芝に何億の滞納があつたか否かとい
うことは、私は全然きのうまで知らな
かつたのであります。以上簡単に申し
上げて、あなたの誤解を解きたいと思
います。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) この際和國
務大臣より、先般保留されました答弁
を求むることといたします。國務大臣
和田博雄君。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 先般の辻議
員の御質問に對しましてお答えいたし
ます。

料理店の処置の問題でござい
ますが、料理店の休業は、この前の第一回
國會に、與黨三派から法律案として出
していただく準備をいたしておつたわ
けであります。向うとの交渉が間に
合いませんので、従いまして、二月一
ぱいこれを延期いたしております。今
これをただちに解くことはできない状

態であります。従來の料理飲食店の
取扱ひ方につきまして、その後種々交
渉をいたしまして、やはりこれははつ
きりと法律できめて処置するのがよか
らうと思ひまして、今その準備をいた
しておる次第でございします。

○野坂參三君 再質問があります。

○副議長(田中萬逸君) 約束の時間を
超過いたしておりますので、他の機会
にまたやられることを望みます。

これにて國務大臣の演説に對する質
疑は終了いたしました。

第一 賠償臨時設置法案(内閣提
出)

○副議長(田中萬逸君) 日程第一、賠
償臨時設置法案を議題といたします。
委員長(報告を求めます。決算委員長
竹山祐太郎君。

賠償臨時設置法案

第一條 臨時に、内閣總理大臣の管
理の下に、賠償廳を設置し、左に
掲げる事項を掌らしめる。

- 一 賠償實施の基本的事項の企画
立案に関する事項
- 二 賠償實施に関する作業責任官
廳の事務の総合調整、推進及び
監査に関する事項
- 三 賠償物件の引渡に関する事項
- 四 賠償に関する調査に関する事
項

第二條 賠償廳に長官を置く。

長官は、國務大臣を以てこれに
充てる。

長官は、應務を統理し、所部の
職員を指揮監督し、三級官の進退
を專行する。

第三條 賠償廳の職員について必要

な事項は、政令でこれを定める。
賠償廳の組織の細目について
は、長官がこれを定める。

附 則

この法律は、昭和二十三年二月一
日から、これを施行する。

賠償臨時設置法案(内閣提出)に
関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は賠償實施に関する事務の遂
行に万全を期するため、臨時に内閣
總理大臣の管理の下に國務大臣を長
官とする賠償廳を設置し、(一)賠償實施
の基本的事項の企画立案、(二)作業責
任官廳の事務の総合調整、推進及び
監査、(三)賠償物件の引渡、(四)賠償に
関する調査等に関する事項を掌らし
めようとするもので、同職職員につ
いて必要な事項は政令で定めること
に規定している。

二、議案の可決理由

賠償の實施は國際義務履行上政府
當面の最重要事項であり、これが事
務の遂行に遺憾なからしめるため總
合官廳を設置するは時宜を得たもの
と認め、本案はこれを可決すべきも
のと議決した次第である。

昭和二十三年一月二十七日
決算委員長 竹山祐太郎
衆議院議長松岡駒吉殿

〔竹山祐太郎君登壇〕

○竹山祐太郎君 ただいま議題となり
ました賠償臨時設置法案について、
委員会の経過並びに結果について御報
告を申し上げます。

本案は、二十六日付託、昨日委員会
を開き、外務大臣の説明を求めて審議

に入りました。本案は申すまでもな
く、ボツダム宣言受諾に伴う残された
大きな義務たる賠償を最も迅速的確に
行ひ、もつて國際信義にこたへるため
に、いよいよ實施期に入らんとするこ
の際、從來の機構に整備改革を行ひ、
一元的に強力的確なる實施を行ふた
めに、終戦連絡中央事務局廢止に伴ひ、
内閣に臨時に賠償廳を設置せんとする
案であります。本廳の長官は、各省長
官でない國務大臣がこれに當り、機構
は次長のもとに六課を置き、その職員
も、外務、安本、商工、運輸、大藏等
の各省人員の配置轉換により、最も経
驗ある者によつて編成し、新規増加は
行わないことになつております。なお、
二月一日より實施の予定をいたしてお
る次第であります。

この際、質疑を通じて政府の述べら
れました賠償の経過、見透し等につ
き、若干申し述べたいと思ひます。

賠償問題は、御承知の通り極東委員
會においてさきにボレー案が報告を
せられ、続いてストライク・コミッ
ションの再度の調査が行われ、目下、
その基礎のもとに活発なる討議が行わ
れておる状態でありまして、その結果
はもろろん知ることを得ませんが、最
初の案に相當の修正が加えられたので
はないかと報ぜられております。日本
經濟の自立自給につき種々の同情ある
意見も行われておる状態でありまし
て、平和條約とともに確定を見るもの
と確信せられますが、目下の日本とし
て、平和國家、民主國家の實現に忠実
に邁進する限り、日本の自立を著しく
危殆に陥らしめるようなことはないと
を信じておると報告をされております。
また、現物賠償とともに生産物賠

償の問題も論議せられておりますが、
生産物賠償に對して、反對輿論も相當
に高く、日本としては極力避けたい希
望をもつておるわけでありまして。現在
までのところ、九百余の管理指定を命
ぜられた施設は、軍工場は大藏省、民
間工場は商工省、造船運輸は運輸省、
研究機關は文部省等それ〴〵實施責任
官廳となつて、これが保全に努めつつ
ある次第であります。昨年十月、まず
一部として十七の軍工廠機械の引渡命
令があり、今月、中國船二隻、スラン
ダ船一隻の引渡しを了し、引続き二万
台の荷造りを二月中に終る予定であり
ます。これは軍工廠の約一割くらいに
當ります。

なお、質疑の詳細は速記録をごらん
願うこととし、委員會は質疑を打切
り、討論を省略して採決に入りました
ところ、満場一致、原案を可決いたし
た次第であります。

終りに、本案は行政整理の叫ばれる
中に、その意義の重大性を一層痛感す
るものであります。政府はこの点に鑑
み、強化せられた機構をもつて、最も
有効適切にこれが運用に當り、日本再
建途上、國民ひとしく心痛をいたして
おります賠償問題の處理にあたりに、國
際信義を高め、ひいては、これが終局
の決定を最も望まじき状態にもあらず
より、担当大臣としてはもちろん、政
府一丸となつて努力せられんことを、
委員會全員の希望として申し添へ、御
報告を終る次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

連絡調整事務局臨時設置法案（内閣提出）

○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、連絡調整事務局臨時設置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（田中清逸君） 山花君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（田中清逸君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

連絡調整事務局臨時設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長安東義良君。

連絡調整事務局臨時設置法案

連絡調整事務局臨時設置法

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、連合國官憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌らしめる。

第二條 連絡調整事務局は、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局とする。

連絡調整地方事務局においては、前條の事務の外、特殊財産及び賠償に関する事務を掌る。

外務大臣又は賠償委員長は、前項に規定する事務につき連絡調整地方事務局の長を指揮監督する。

第三條 連絡調整中央事務局に官房及び三部を置く。

第四條 官房においては、人事、文書、会計その他連絡調整中央事務局の庶務に関する事務を掌る。

第五條 第一部においては、連合國官憲との往復及び連絡一般並びに連絡調整地方事務局に関する事務を掌る。

第六條 第二部においては、連合國官憲との連絡に関連して各廳事務の総合調整に関する事務を掌る。

第七條 第三部においては、極東國際軍事裁判及び連合國の行方軍事裁判に関する連絡に関する事務を掌る。

第八條 連絡調整地方事務局は、これを横濱市、札幌市、仙台市、横須賀市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、吳市、高松市及び福岡市に置く。

内閣総理大臣は、必要があるときは、所要の地に、連絡調整地方事務局の事務の一部を分掌させるため、その出張所を置くことができる。

第九條 連絡調整中央事務局に長官一人を置く。

長官は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の三級官の進退を専行する。

第十條 連絡調整事務局の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

連絡調整事務局の組織の細目については、長官がこれを定める。

第十一條 連合國官憲との連絡に関する各廳事務の総合調整に関する事項を審議するため、政令の定めるところにより、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができる。

第十二條 この法律は、昭和二十三年二月一日からこれを施行する。

第十三條 この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出張所は、次の通りとする。

横濱連絡調整地方事務局の出張所

立川出張所

九州連絡調整地方事務局の出張所

熊本出張所

小倉出張所

大分出張所

鹿児島出張所

第十四條 左に掲げる勅令は、これを廃止する。

終戦連絡事務局官制

終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置制

第十五條 外務省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「並ニ移民及海外拓殖事業ニ關スル事務」を、移民及海外拓殖事業ニ關スル事務並ニ特殊財産ニ關スル事務に改める。

第三條中「四局」を「五局」に改め、「管理局」の次に「特殊財産局」を加える。

第八條 特殊財産局ニ於テハ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及處分ノ他特殊財産ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 日本占領ニ關スル記録ノ蒐集編纂並ニ研究ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲メ外務省ニ特別資料部ヲ置ク特別資料部ニ部長一人ヲ置ク

外務省内部一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十六條 昭和二十二年法律第二百三十九號（内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律）の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

連絡調整事務局臨時設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は從來外務大臣の管理下にあつた終戦連絡事務局を廃止し、連合國官憲との連絡及びこれに関連して各廳事務の総合調整に関する事務を掌らせるため、あらたに内閣総理大臣の管理の下に連絡調整事務局を設置し、又これに伴ひ必要となつた外務省機構の一部を改変しようとするものである。

なお本案は二月一日より実施の予定である。

二、議案の可決理由

本案は終戦連絡事務局設置以來、連合國官憲との連絡事務が次第に各廳により取扱われる形となり、これを総合統一してその円滑なる遂行を期する上には内閣に連絡調整事務局を設置することが適切有效であると

認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年一月二十八日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長松岡駒吉殿

〔安東義良君登壇〕

○安東義良君 ただいま議題と相なりました連絡調整事務局臨時設置法案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一月二十六日本委員会に付託せられまして、翌二十七日委員会を開き、外務大臣及び関係府委員の出席を求め、提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。右説明によりますれば、連合國による日本占領以來、外務大臣の管理下にあつた終戦連絡事務局は、政府と連合國官憲との連絡の面に當つていたものであります。が、漸次總司令部各部局及び日本側各機關において、その所管事務につき相互に直接連絡の利便及び必要が生じ、終戦連絡事務局の事務の内容は漸減してきていたものであります。しかしながら、他面占領軍當局との連絡に関連し、各廳事務の総合調整を行ふ有効適切な機構の必要が痛感せらるるので、ここに終戦連絡事務局を廃止して、新たに内閣総理大臣の管理のもとに、連合國官憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌らせるため、連絡調整事務局を設置し、またこれに伴ひ必要となつた外務省機構の一部改変をするというのが、この法案の趣旨であります。

連絡調整事務局の機構といたしましては、中央に連絡調整中央事務局を置

くとも、所要の地に連絡調整地方事務局を置くことになっております。また連合官憲との連絡に関する各廳事務の総合調整に関する事項を審議するため、連絡調整事務局に連絡調整委員を置くことができるようになっております。なお、連絡調整地方事務局においては、前記事務のほか、特殊財産及び賠償に関する事務を掌ることとし、それにつきましては、外務大臣または賠償局長は、連絡調整地方事務局の長を指揮監督することができるとしてあります。従来終戦連絡中央事務局管理部門において取扱つていました特殊財産に関する事務は、今般外務省に移管されることになり、また従来終戦連絡中央事務局の賠償部において取扱つておりました賠償に関する事務は、別に政府より提出されて、ただいま可決いたしました賠償臨時設置法案により設置されるべき賠償臨時設置されることになっておりますが、この事務につきましては、新たに地方機構を設けることを避けて、連絡調整地方事務局をして地方的事務の処理に当らしめることにしてあります。

外務省機構の改正につきましては、特殊財産に関する事務を掌らしめるため特殊財産局を新設し、さらに特別資料部を置き、日本占領に関する記録の蒐集編纂並びに研究に関する事務を掌ることになっております。すなわち、連合國の対日管理に關し総司令部より発出された重要な文書及びこれに對して日本側においてとつた措置に關する文書等の蒐集、整理、調査、研究を行うことは、將來に對する準備の上からもきわめて重要なことであります。

ので、この点において遺憾ならしめたいというのであります。なお本件は、二月一日から実施することとなつておりますので、審議の上速やかに可決せられんことを政府において切望しておるということでありました。

次いで、本委員と政府側との間に質疑應答が行われましたが、その詳細は會議録に譲り、ここでは、そのうち最も問題となつた諸点を述べることにいたします。

まず、従来終戦連絡事務局は連合官憲との連絡に當り、十分能力を上げていたのにもかかわらず、新たに總理廳内に連絡調整局を設ける必要があるかとの質疑に對し、政府側においては、提案理由に述べました通り、占領軍司令部と各省とが所管事務について直接に話し合ふ方が相互に便利であり、また技術的にも必要となつたので、その事務の総合調整を行う仕事を連絡調整局に行わしむるという建前であり、各廳全体にわたる事務を総合する關係から、總理大臣がこの機關を握つてゐることが合理的でかつ便宜であり、人的構成は、従来の終戦連絡事務局の人員が總理廳の方に移ることになるので、事務上の支障は全然生じないという趣旨の答弁があつたのであります。

また、新たに設置せらるる連絡調整局と外務大臣との關係についての質疑に對しましては、外交關係の復旧するまでは、直接わが國は對外關係をもつておりませんから、いわゆる外交事務と稱するものは存在しないわけであり、すなわち、平和克復後において一切の涉外事務は一元的に外務大臣が管掌することはもちろんのことである。

ありまして、わが國が正規の國交を回復すれば、本件のごとき機關は當然總理廳から解消せられる次第であります。第一條冒頭の臨時というものは、その意味にはかなりせん。連絡調整事務局の活動に對し、外務大臣が關係の一人として直接間接關與することは、從來通りであるという答弁がありました。

なお、連合官憲との連絡に關しては、連絡調整事務局がこれに當るとすれば、講和條約に關連した事項をも含むものであるかとの質疑が行われたのであります。これに對して、講和條約に關する事務は、もとより外務省が主管するところでありまして、連合國から日本政府に對して何らかの意思表示があれば、連合軍司令部から連絡調整事務局に通ぜられ、これを外務省に傳えられるということになるであろうとの答弁がありました。

また、同法第十一條の連絡調整委員會の組織權限に關する質疑に對しては、政府としては、中央においては、委員は大體關係各省の次官級、幹事は關係各省の總務局長ないしは連絡部長級、地方においては、委員は知事及び中央の出身機關の長、幹事については、それ／＼その下級者を充てる予定である旨、また右委員會においては、十分情報の交換と審議とを実施したい旨の答弁がありました。

また、外務省機構の改正中、外務省官制第八條の特殊財産局の新設に關する質疑に對しては、特殊財産に關する事務を特に外務省に残すことになつたものであり、また第十條の特別資料部の新設に關する質疑に對しては、占領軍上陸以來の各種重要文書の散佚を防ぎ、將來の參考資料として蒐集整理するに、従来本事務を取扱つていた外務省がこれに當る方が便利であるとする趣意である旨の説明がありました。

右をもつて質疑を終了し、討論に入り、委員和田敏明君より原案賛成の意見発表の後、討論を終結、一月二十八日委員會を開き、採決の結果、全会一致をもつて原案を可決した次第であります。つきましては、本院において本案を可決せられんことを望みます。右、報告申し上げます。

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案
(安東義良君外二十九名提出)
(委員會審査省略要求事件)
○山花秀雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、安東義良君外二十九名から提出された、救援物資の寄贈に關し在米州同胞に對する感謝決議案を、提出者の要求通り委員會の審査を省略して、この際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

さきに本院におきましては、決議をもつて、ララの救援物資に關し、窮乏のうちにある瀕幸な日本國民に寄せられました人道愛に對して、深甚なる感謝の意を表したのであります。このララの救援物資中には、北米、中南米にありするわが同胞が寄贈した部分が相当量あるのであります。が、これら同胞は、そのほかにも、個人的に、あるいは小包をもつて、あるいはその他の方法をもつて、直接にわが同胞に多数の物資を贈られておるのであります。今日の窮乏せる經濟のもとにおいて、生活苦にあえいでおるあわれな家族、殊にいたいけな学童や、孤兒や、あるいは病者、これらの人々の間に、いかにこの物資が、この心からなる贈り物が、光と喜びとを與え、また希望と力をわき起させたかということは、いまだらここに喋々申し上げる必要もないと存じます。

わが外務委員会におきましては、各員協議をいたしまして、ここに連名のもとに、今申し上げました決議案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、満場一致をもつて御可決あらんことを希望いたします。(拍手)

○副議長(田中高逸君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決されました。(拍手)

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	片山 哲君
外務大臣	芦田 均君
大藏大臣	栗栖 勉夫君
司法大臣	鈴木 義男君
文部大臣	森戸 辰男君
厚生大臣	一松 定吉君
農林大臣	波多野 鼎君
商工大臣	水谷長三郎君
運輸大臣	北村徳太郎君
労働大臣	米窪 満亮君
國務大臣	木村小左衛門君
國務大臣	竹田 儀一君
國務大臣	西尾 末廣君
國務大臣	和田 博雄君
出席政府委員	
内閣官房次長	瀧川 末一君
内閣官房次長	曾禰 益君
法制局長官	佐藤 達夫君
外務事務官	太田 一郎君
商工事務官	三木 秋義君
貿易廳次長	新井 茂君
運輸事務官	伊能繁次郎君

定價 一部 二四 二十錢

發行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三
印刷局